

勝 浦 市  
新型インフルエンザ等  
対 策 行 動 計 画

平成26年10月  
令和 2年 4月  
令和 8年 4月  
(改定)

勝 浦 市



# 目次

I 総論.....	1
1 新型インフルエンザ等対策行動計画の経緯.....	1
2 今般の計画策定.....	1
3 新型コロナウイルスの対応経験.....	2
II 基本方針.....	3
1 目的及び基本戦略.....	3
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する.....	3
(2) 住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最少となるようにする.....	3
2 実施上の留意点.....	4
(1) 平時の備えの整理や拡充.....	4
(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え..	5
(3) 基本的人権の尊重.....	6
(4) 危機管理としての特措法の性格.....	6
(5) 関係機関相互の連携協力の確保.....	7
(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応.....	7
(7) 感染症危機下の災害対応.....	7
(8) 記録の作成や保存、公表.....	7
3 推進のための役割分担.....	8
(1) 国の役割.....	8
(2) 県の役割.....	8
(3) 市の役割.....	8
(4) 医療機関の役割.....	9
(5) 指定(地方)公共機関の役割.....	9
(6) 社会福祉施設等.....	9

(7) 登録事業者.....	9
(8) 一般の事業者.....	10
(9) 個人.....	10
4 行動計画の対策項目と横断的視点.....	11
(1) 対策項目.....	11
(2) 横断的視点.....	13
5 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ.....	16
(1) 有事のシナリオの考え方.....	16
(2) 感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)	16
6 行動計画等の実効性確保.....	19
Ⅲ 各論(各対策項目の考え方及び取り組み).....	20
1 実施体制.....	20
(1) 準備期.....	20
(2) 初動期.....	20
(3) 対応期.....	23
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	24
(1) 準備期.....	24
(2) 初動期.....	25
(3) 対応期.....	25
3 まん延防止.....	27
(1) 準備期.....	27
(2) 初動期.....	27
(3) 対応期.....	28
4 ワクチン.....	29
(1) 準備期.....	29
(2) 初動期.....	33
(3) 対応期.....	34

5 保健.....	36
(1) 準備期.....	36
(2) 初動期.....	36
(3) 対応期.....	36
6 物資.....	38
(1) 準備期.....	38
(2) 初動期.....	38
(3) 対応期.....	38
7 住民の生活及び地域経済の安定の確保.....	40
(1) 準備期.....	40
(2) 初動期.....	41
(3) 対応期.....	41

# I 総論

## 1 計画策定の経緯

国は、平成17年(2005年)、「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、県においても、同年11月に「千葉県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

その後、数次にわたり改定を行ってきたが、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)に基づく行動計画とするため、国は平成25年(2013年)6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を策定し、県では同年11月に「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)を策定した。勝浦市(以下「市」という。)においても、対策強化のために平成26年(2014年)10月に勝浦市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)を策定した。

市行動計画は、政府行動計画および県行動計画を踏まえた市における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すものであり、市行動計画を基にマニュアル等を作成するなど、具体的な対応を図るものとする。

## 2 今般の計画改定

市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の知見を取り入れ随時見直す必要があり、また、政府行動計画および県行動計画が改定された場合も、適時適切に改定を行うものとする。

平成29年(2017年)9月、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標量の変更等のため政府行動計画が改定されたことを受け、平成30年(2018年)2月、県行動計画が改定され、令和2年(2020年)4月に市行動計画を改定した。

令和6年(2024年)7月、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「新型コロナ」という。)の対応や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、政府行動計画の抜本的な改定が行われ、令和7年(2025年)3月に県行動計画についても同様の改定が行われたことにより、政府行動計画や県行動計画に基づいて市行動計画を見直した。

### 3 新型コロナの対応経験

令和元年(2019年)12月末、中国・武漢市で肺炎が集団発生し、翌月令和2年(2020年)1月9日、新型コロナによるものであるとWHOが発表し、同月16日、国内で初めて、新型コロナ関連の肺炎患者の確認が発表された。

同月29日に武漢市からチャーター便で帰国、勝浦市内宿泊施設に滞在した2名の陽性が判明し、県内での初確認事例(無症状病原体保有者)として、また31日には、県内初の患者を発表した。以降、県内においてクラスターが確認されるなど、3月26日、まん延のおそれを背景に特措法に基づく新型インフルエンザ等対策本部(以下「政府対策本部」という。)の設置を受け、同日に千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部(以下「県対策本部」という。)を設置した。

当市においても県の指針に併せて、まん延防止等重点措置への対応、医療提供体制の整備、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、様々な対応を行い3年超にわたって特措法に基づいて新型コロナへの対応を行った。この経験を通じて感染症危機が、住民の生命及び健康だけではなく、経済や社会生活を始めとする生活の安定にも大きな脅威となった。

新型コロナ対応では、全ての住民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合い感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、危機管理として社会全体で対応する必要があることが改めて浮き彫りとなった。

そして、新型コロナ対応で感染危機が終わったわけではなく、次なる感染症危機は将来必ず到来するものであることを想定し、新型コロナでの対応を教訓に今後の新型インフルエンザ等対策を検討することが必要である。

## Ⅱ 基本方針

### 1 目的及び基本戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難である。発生そのものを阻止することは不可能で病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、住民の生命や健康、住民の生活及び経済全体にも大きな影響を与えかねない。

新型インフルエンザ等について長期的にみれば、住民の多くが罹患するものである。患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合には、医療提供の受容量を超えてしまうということを念頭におき、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

#### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。

- ① 感染拡大を抑えて、住民の健康を保持するとともに、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の患者数等をできる限り抑制することで医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供の上限を超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ③ 適切な医療の提供により、重症者や死亡者数を減らす。

#### (2) 住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最少となるようにする。

- ① 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行う事により、住民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ② 地域での感染対策や通勤・出勤形態の工夫により、欠勤者を減らす。
- ③ 医療提供の業務または住民の生活及び経済の安定化に寄与する業務の維持に努める。

## 2 実施上の留意点

新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令及び関係する行動又は業務継続計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期することから、次の点に留意する。

### (1) 平時の備えの整理や拡充

感染危機への対応には平時からの体制づくりが重要となる。このため以下の取り組みにより、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となる DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進する。

#### ① 発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

必ず起こり得ると想定し、発生時に行う対策を関係者間で共有し、実施のために必要となる準備を行う。

#### ② 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動体制整備

初動対応は、未知の感染症や新型インフルエンザ等の発生の場合を含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、探知後の初動体制整備を進める。

#### ③ 普及啓発と訓練等を通じた点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を感染症対策に携わる関係者や住民に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについての点検や改善を行う。

#### ④ 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーションなどの備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時の備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等についての取り組みを進める。

#### ⑤ DX の推進、人材育成等

国の動向を踏まえ、医療 DX 等を推進する。また人材育成、関係機関との連携

等複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取り組みを進める。

## (2)感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え

バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により、住民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的及び精神的に健康並びに社会的に健全であることを確保することが重要である。このため、以下の取り組みにより、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行い、住民の生命及び健康の保護と住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じる。

### ① 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切り替え

感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生 状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からデータ収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

### ② 医療提供体制と住民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には予防計画及び医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。

リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける住民や事業者を含め、住民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

### ③ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切り替え

科学的知見の集積による病原体の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

あわせて、対策の切り替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

### ④ 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切り替え時期については、リスク評価等に依じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切り替えのタイミングの目安等を示す。

#### ⑤ 住民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

住民等の理解や協力を得るための配慮が重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を様々な場面を活用して普及し、住民の年代を問わず理解を深めることができるよう、分かりやすい情報提供・共有が必要である。また、こうした取り組みを通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動をとれるようにする。

特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける住民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

### (3) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、住民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、住民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本として、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならない。

これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があるため、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気を維持する観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても住民の安心をできる限り確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

### (4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、感染性や病原性の程度や、ワクチンや治療薬等が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

## (5) 関係機関相互の連携協力の確保

勝浦市新型インフルエンザ等対策本部(以下「市対策本部」という。)は、政府対策本部及び県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、県等に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう、必要に応じて要請する。

## (6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等については、施設や各運営法人等による自主的な体制の構築、研修や訓練等を通じた施設職員の知識や認識の向上、感染対策に係る情報提供や感染状況を踏まえた必要な支援等を速やかに行うための連絡体制の強化や感染防止対策に係るマニュアルやチェックリスト等の作成や周知等について平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

## (7) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合に市は、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、市の防災計画に基づき避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

## (8) 記録の作成や保存、公表

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## 3 推進のための役割分担

政府行動計画及び県行動計画に基づき新型インフルエンザ等対策推進のため役割を以下のとおり示す。

### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の体制を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組みとともに新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び当該閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進し、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

### (2) 県の役割

国が定める基本的対処方針に基づき、県域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として感染症対策の中心的な役割を担い、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関して、主体的な判断と対応を行う。

さらに、県は、地域の健康危機管理体制の充実強化を図ることを目的に、保健所を中心とした関係機関間の連携を強化するため、地域の専門職能団体、市町村、警察、消防及び医療機関等で構成される地域健康危機管理推進会議を設置し、有事の際の適切かつ迅速な情報交換等を可能とするべく、平時からの地域におけるネットワークづくりを推進する。

### (3) 市の役割

住民に最も近い行政単位として、住民に対する情報提供やワクチンの接種、生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、適切かつ迅速に行うため、特措法に基づいた行動計画を策定し、地域の実情に応じた必要な対策を推進する。また、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。さらに、県が実施する保健所を中心とした地域におけ

るネットワークづくり推進に協力する。

#### (4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、平時から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定に積極的に取り組み、研修や訓練を通じた見直し及び地域の関係機関との連携を進めることが重要となる。災害等における協定内容を遵守しつつ適切な対応が行えるような取り組みを協働で推進する。

#### (5) 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。市との連携を図り有効な対策を実施する。

(\*指定(地方)公共機関とは、「特措法」第2条第8号に規定され、都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業等を営む法人である。)

#### (6) 社会福祉施設等

社会福祉施設等においては、感染や重症化しやすいグループが共同生活を送っていることから、施設管理者、従業員及び施設利用者が正しい知識を理解し、平時から感染予防策を講ずることで、施設内への持ち込みを防ぐことが重要となる。

新型インフルエンザ等の発生時には、積極的な感染拡大防止策を講ずると共に、患者への早期対応や重症化した際の対応可能な医療機関への移送等、施設利用者の安全を確保する必要がある。各施設においては、「急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針」に基づいて、施設内に感染症対策委員会を設置し施設内の感染対策の指針を策定する等、組織的に対応できる体制の構築に努める。

#### (7) 登録事業者

特措法に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び

国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、業務継続計画を策定し、平時から従業員への感染対策の実施等の準備を積極的に行うことが重要となる。

新型インフルエンザ等の発生時には、業務継続計画を実行し、可能な限り、その業務を継続的に実施するよう努める。

## (8) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。

特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

## (9) 個人

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、基本的感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、国内、県内の発生状況や国、県、市等が実施している具体的対策等についての正しい情報を得た上で冷静に対応し、感染予防や感染拡大を抑えるために個人でできる対策を実施するよう努める。

## 4 行動計画の対策項目と横断的視点

行動計画における対策項目と横断的視点については、以下に示すとおりとする。

### (1) 対策項目

市における行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。」及び「住民生活及び住民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を定める。

それぞれの対策の切り替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の項目を市行動計画の主な対策項目とする。

#### ① 実施体制

感染症危機は住民の生命及び健康、住民生活及び住民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、市全体の危機管理に関わる問題として取り組む必要がある。国、県、市、国立健康危機管理研究機構(Japan Institute for Health Security)(以下「JIHS」という。)、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、実効的な対策を講じていくことが重要となる。

そのため、平時から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護し、住民生活及び住民経済に及ぼす影響が最小となるように取り組むため、市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づいて市が中心となって、市対策本部を組織し必要な取り組みを行う。

#### ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、住民等、国、県、市、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、住民等が適切に判断・行動できるよう

にすることが重要となる。

このため、市は、平時から新型インフルエンザ等対策推進の目的を周知するとともに、基本的な戦略について関係機関と共有化を図る。

また、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、時期に応じたリスクコミュニケーションの戦略を関係ガイドライン等も踏まえて整理し、体制整備や取り組みを進める。

### ③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、住民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつながることを重要である。

特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づいたまん延防止等重点措置の実施や緊急事態措置について国及び県に対しての協力要請を検討する。

一方で、特措法において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原体の性状や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを柔軟かつ機動的に行う。

### ④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、住民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

市は、国や県の方針に基づき、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時には、接種に当たって、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

## ⑤ 保健

新型インフルエンザ等の発生時、市は、県や保健所および医療機関等と連携し、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた役割分担・連携体制に基づき、必要な体制を確保し対策を実施し、市民の生命及び健康を守る必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

このため、市は、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICT の活用等を通じた業務効率化・省力化を行いながら、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

## ⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

市においても、平時から国の方針に基づき、個人防護具や感染症対策物資等の備蓄を進める。

## ⑦ 住民の生活及び住民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、住民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、住民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、県及び市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者住民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定(地方)公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、県及び市は、住民生活及び社会経済活動の安定確保に必要な対策や支援を行う。

また、事業者や住民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

## (2) 横断的視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。

それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりとする。

## ① 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。その際には、特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、多くの人が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等の参加を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

また、新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。災害対応等における全庁体制等、近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練の参加をすることで、人材育成を進めていく。

## ② 国及び県、近隣自治体等との連携

新型インフルエンザ等の対応に当たって、国や県及び市の役割は極めて重要である。国との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。市は住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割が期待されている。新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国及び県等との連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。

さらに、新型インフルエンザ等への対応では県及び市の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は、保健所及び近隣市町間の連携も重要で、広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

特に、当市のような小さな規模の自治体では単独で対応が難しい人材育成等の平時の備えについては、平時からの広域的な連携による取り組みや県及び保健所等による支援等を要請する可能性もあることから連携が不可欠である。

## ③ DXの推進

デジタル技術の進展とともに迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等のデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能

力を向上させていくことを目指し、医療も含め、感染症危機対応に備えたデジタル環境の整備を推進していくことが不可欠である。こうした取り組みを進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、住民一人一人への適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。

市では、国や県が行う感染症危機に備えるため必要な DX の推進に向けた取組に協力することとし、今後の感染症危機に備える。

## 5 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

### (1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の病原性、感染性、薬剤感受性等のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切り替えについては、「Ⅲ各論」で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分(準備期)と、発生後の対応のための部分(初動期及び対応期)に大きく分けた構成とする。

### (2) 感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)

具体的には、前述の(1)の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特性、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切り替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

## ○ 準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制整備状況や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄状況の把握、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備状況の確認、市民に対する啓発や市・企業による業務継続計画の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。

## ○ 初動期(A)

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

市は、政府対策本部が設置された後に県対策本部が設置されることから関係機関等と連携しながら対応を行う。

対応期については、以下の B から D までの時期に区分する。

## ○ 対応期:封じ込めを念頭に対応する時期(B)

政府対策本部及び県対策本部の設置後、国内及び県内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、国が定める基本的対処方針も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切り替えの観点から、以下のように区分する。

## ○ 対応期:病原体の性状等に応じて対応する時期(C-1)

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

## ○ 対応期:ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(C-2)

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える。ただし、

病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。

#### ○ 対応期:特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(D)

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回るにより特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期((C-1)においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。

また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」(C-2)については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」(D)を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

## 6 行動計画等の実効性確保

市行動計画の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取り組みについて、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要となる。

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠で新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。

このため、自然災害等への備えと同様に、平時からの備えと意識を高める取り組みを継続的に行うことが重要となる。新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取り組みを通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させ「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。

訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。県及び市は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

訓練の実施等により得られた改善点等、定期的な見直しによる制度の充実、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、対応マニュアル等の関連文書について、必要な見直しを行うことが重要である。

市においても、新型コロナ対応を振り返りつつ、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものにする観点から、確実な業務継続のために必要な取り組みを検討する。こうした検討の結果やDXの推進やテレワークの普及状況等も踏まえながら業務継続計画の必要な見直しを行う。

## Ⅲ 各論(各対策項目の考え方及び取り組み)

### 1 実施体制

#### (1) 準備期

全庁一体となった取り組みが推進できるよう、有事に備えた指揮命令系統の構築と各部署の連携を強化する。

##### 1-1 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

##### 1-2 市行動計画の作成や体制整備・強化

市は、新型インフルエンザ等の発生に備えて市行動計画を作成・変更する。また、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

市は、新型インフルエンザ等の発生時において業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。また、強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保し、その業務を維持する。

市は、新型インフルエンザ等対策に携わる人員等の養成等を行う。

##### 1-3 国及び地方公共団体等の連携強化

市は、国、県及び指定(地方)公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

市および国、県及び指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

#### (2) 初動期

事態を的確に把握し、住民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を迅速に実施する。

## 2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

新型インフルエンザ等の発生が確認され、国が政府対策本部を設置し、県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、勝浦市新型インフルエンザ等庁内対策連絡会(以下、庁内対策連絡会という。)を設置する。庁内対策連絡会の構成は、総務課、市民課、高齢者支援課、福祉課とする。会長は総務課長とし、会長の補佐として副会長を市民課長とする。なお、必要があると認めるときは、その他の課(所・局・館)長を構成員として招集することができる。

庁内対策連絡会では、情報を収集して今後の対応を協議するとともに、国の基本的対処方針の確認とそれに基づく各課の対応についての決定及び市長を本部長とする対策本部の設置の要否等を検討する。

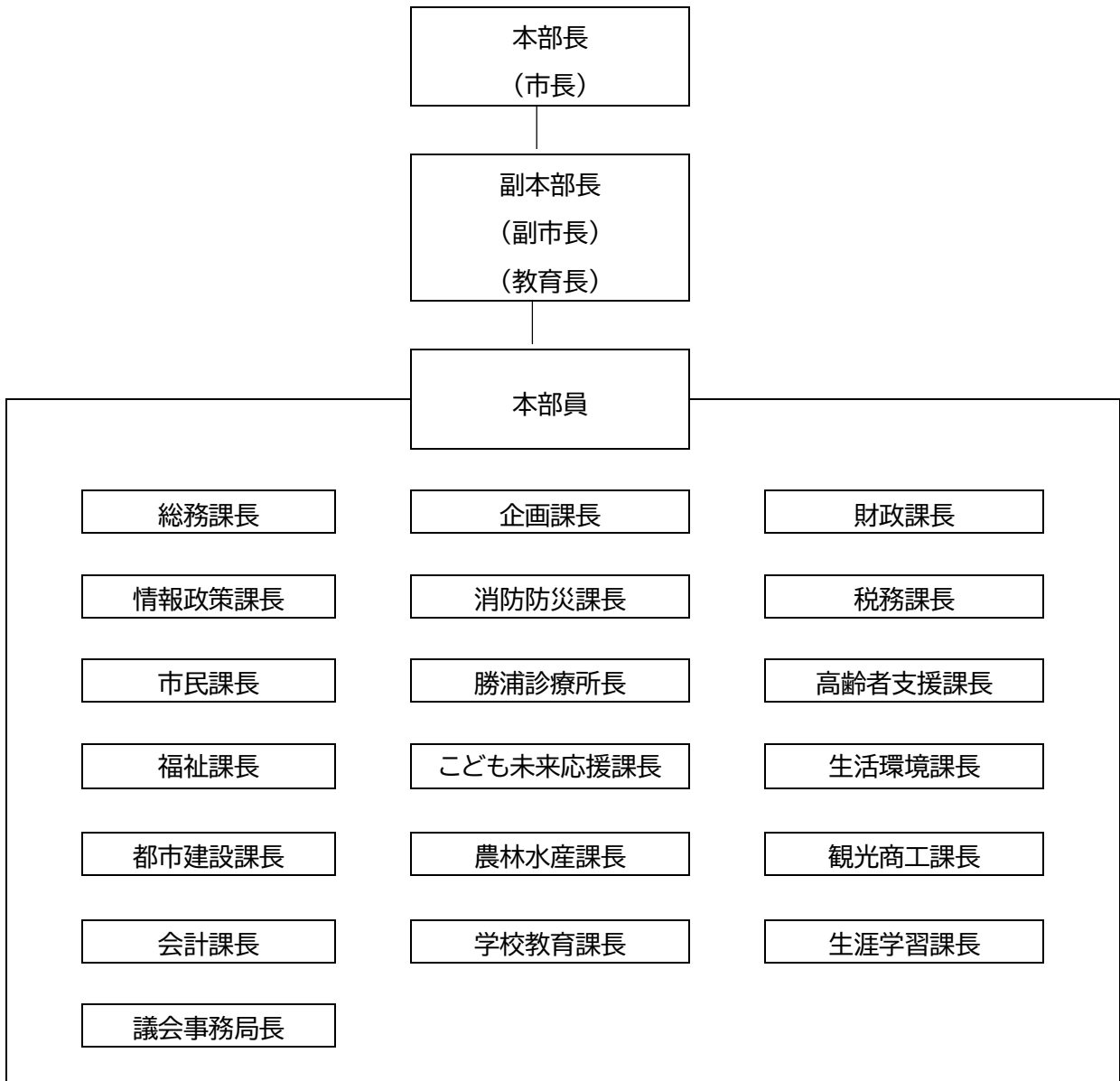
庁内対策連絡会を開催し、必要に応じて、対策本部を設置し、新型インフルエンザ等への対処方針・対策等を決定し対応する。また、政府による緊急事態宣言がされていない場合においても、市長が必要と認めるときは、対策本部を設置する。

市は、必要に応じて、第1節(準備期)を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

## 2-2 迅速な対応の実施に必要な予算の確保

市は、迅速な対策の実施に必要な予算の確保のため、機動的かつ効果的な対策を実施し、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

<勝浦市新型インフルエンザ等対策本部>



勝浦市新型インフルエンザ等 庁内対策連絡会	総務課
	福祉課
	高齢者支援課
	市民課（事務局）

### (3) 対応期

病原体の性状等に応じて、流行状況が収束するまで市行動計画に沿って、実施体制を柔軟かつ機動的に実行し、可能な限り早期に少ない影響で終息するよう対応する。

#### 3-1 基本となる実施体制の在り方

市は、政府対策本部設置後においては、速やかに以下のとおり実施する。

##### 3-1-1 職員の派遣・応援への対応

市は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策\*の事務の代行を要請する。

(\*特定新型インフルエンザ等対策とは、新型インフルエンザ等対策のうち、地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして政令で定めるもの。)

市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

##### 3-1-2 必用な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

#### 3-2 緊急事態措置の検討等について

市は速やかに必要な措置をとる。

##### 3-2-1 緊急事態宣言の手続き

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。

市は、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

## 2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### (1) 準備期

定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等有事に向けた準備する。

#### 1-1 新型インフルエンザ等の発生前における住民等への情報提供・共有

市は住民との情報共有を図るため、以下のとおり対応する。

##### 1-1-1 市における情報提供・共有について

地域における住民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、市の果たす役割は大きい。市においては、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期から住民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、市による情報提供・共有について、有用な情報源として住民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。また、地域の特産品やランドマーク、なじみのあるキャラクターなどをメッセージや情報提供・共有の方法に取り込むことで、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行う工夫も考えられる。

##### 1-1-2 県と市における感染状況等の情報提供・共有について

新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、市長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県知事が必要と認める情報の提供を受けることがあるとされている。有事における円滑な連携のため、当該情報連携について県と市の行動計画等で位置づけるとともに、両方で体制を整備する。

##### 1-1-3 双方向コミュニケーションの体制整備や取り組みの推進

市は、双方向のコミュニケーションの体制整備や取り組みの推進のため、国からの要請を受けたときに、コールセンター等を設置する準備を進める。

## (2) 初動期

感染症の特徴や病原体の性状等について、情報を収集し感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析を行う。

### 2-1 情報提供・共有について

市は、地域の実情を踏まえ情報共有・分析のため、初動期における実施体制を強化する。

#### 2-1-1 市における情報共有について

市は、国及び他の地方公共団体等の取り組みに関する留意事項を参考としつつ、地域の実情を踏まえ準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

#### 2-1-2 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援の実施に関して県からの求めに応じ協力する。

### 2-2 双方向コミュニケーションの実施

市は、双方向のコミュニケーションの実施のために国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

## (3) 対応期

医療提供体制等の感染症のリスクに関する情報、住民の生活及び経済に関する情報や社会的影響等についての情報収集・分析を強化する。

### 3-1 情報提供・共有について

国の取り組みに関する留意事項を参考として以下のとおり対応する。

#### 3-1-1 市における情報提供・共有について

市は、国及び他の地方公共団体等の取り組みに関する留意事項を参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行うため、初動期に整備したリスクコミュニケ

ーションの実施体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

### **3-1-2 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について**

初動期と同様に、市は、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施する。また、市は、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援に関して県からの協力を求められた時にはそれに応じる体制を整え協力する。

## **3-2 基本方針**

双方向コミュニケーションの体制を維持する。

### **3-2-1 双方向コミュニケーションの実施**

市は、双方向のコミュニケーションの実施のため、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

## 3 まん延防止

### (1) 準備期

平時から有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和はするため、市民や事業者等の理解促進に取り組む。

#### 1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対応強化に向けた理解や準備の促進等

市は、新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等のため、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

##### 1-1-1 理解促進の取り組み

市は、換気・マスクの着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合等における対応として、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進に取り組む。

#### 1-2 業務継続

市は、有事に備えて業務停止とならないよう基本的感染対策を踏まえた業務継続計画を作成する。

### (2) 初動期

準備期の状況をさらに強化し、早期に探知された情報の確認・分析を行い、迅速な対応が取れるよう準備等を行う。

#### 2-1 まん延防止対策の準備

市は、準備期から継続して基本的な感染対策の普及を継続して行う。自らの感染が疑われる場合等は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から実施してきた対応を継続する。

## 2-2 業務継続

市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

## (3) 対応期

各地域の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴等、様々な情報を収集することで柔軟かつ機動的な対策を実行できるよう取り組む。

### 3-1 まん延防止対策

市は、国及び他の地方公共団体等の取り組みに関する留意事項を参考としつつ流行する新型インフルエンザ等の特性に合わせた基本的感染対策の普及を行う。

#### 3-1-1 患者や濃厚接触者等への対応

市は、自らの感染が疑われる場合等は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、流行する新型インフルエンザ等の特性に合わせた有事の対応についての周知を図る。

#### 3-1-2 患者や濃厚接触や以外の住民に対する要請等

市は、準備期に準備した業務継続計画に基づいた対応を行うよう組織する。

#### 3-1-3 特定新型インフルエンザ等対策事務の代行

市は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

### 3-2 業務継続

市は、基本的な感染症対策に基づき業務を継続する。

## 4 ワクチン

### (1) 準備期

発生時の円滑な接種実現のため、国及び県その他、医療関係者等とともに、必要な準備を行う。

#### 1-1 ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 感染症対策従事者用ゴーグル <input type="checkbox"/> 手指消毒剤(カネパス VD 300~500 ml) <input type="checkbox"/> ウエットティッシュ(ショードックスーパー) <input type="checkbox"/> 救急用品 ＊地区医師会に確認し、接種会場の救急体制を踏まえ必要な物品を準備する。 (ベッド、血圧計、サチュレーション、モニター、酸素ボンベ(本体)300 ml、(替え)300 ml、静脈路確保用品、輸液セット、生理食塩水、吸引用品、アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤の薬液等)	<input type="checkbox"/> ニトリル手袋 SS/S/M/L/LL <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール(アルウエットィ、クロルヘキシジン) <input type="checkbox"/> トレイ、バット <input type="checkbox"/> ショットパッチ <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 卓上時計等 <input type="checkbox"/> ペンライト <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン、消しゴム、付箋 <input type="checkbox"/> 養生テープ、ビニールテープ(緑・きいろ等) <input type="checkbox"/> バインダー <input type="checkbox"/> 案内用ラミネート、案内用ステ看板 <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> タイマー <input type="checkbox"/> 日付印、接種済み証スタンプ、スタンプ台等
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机・椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン、ポール・チェーン

	<input type="checkbox"/> ベッド、布団(状態観察等) <input type="checkbox"/> 車椅子 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫保冷バッグ <input type="checkbox"/> 温湿度計(冷凍庫保管室の管理用) <input type="checkbox"/> 耐冷手袋、使い捨てエプロン等
--	--

## 1-2 ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たって、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定する。

## 1-3 基準に該当する事業者の登録等(特定接種の場合)

### 1-3-1 登録事業者の登録に係る周知

市は、特定接種について、国が事業者に対して登録作業に係る周知を行うに当たり、必要な協力をする。

### 1-3-2 登録事業者の登録

市は、国が登録事業者の登録を行うに当たり、必要な協力をする。

## 1-4 接種体制の構築

関係機関と協働し円滑な体制を整える。

### 1-4-1 接種体制

市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

### 1-4-2 特定接種

① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市町村の地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、市は、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。特に登録事業者のうち国民生活・国民経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、市は、国からの要請を受けて、接種が円滑に行えるよう特定接種の

対象となる新型インフルエンザ等対策の実施に携わる者をあらかじめ決定するとともに、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

② 特定接種の対象となり得る地方公務員については、市は所属する対象者数を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

### 1-4-3 住民接種

平時から以下のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

#### 1-4-3-1 予防接種体制の構築

(ア) 市は、国等の協力を得ながら、区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

a 市は、国および県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。

また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

- i 接種対象者数(表2)
- ii 地方公共団体の人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保(医療機関、芸術文化交流センター等)および運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、県および近隣市町、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する住民への周知方法の策定

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計(総人口)	A	
基礎疾患の	対象地域の人口の7%	B	

ある者			
妊婦	母子健康手帳届け出数	C	
幼児	人口統計(1-6歳未満)	D	
乳児	人口統計(1歳未満)	E1	
乳幼児保護者 *	人口統計(1歳未満)×2	E2	乳児の両親として、 対象人口の2倍に相当
小学生・ 中学生・ 高校生相当	人口統計(6-18歳未満)	F	
高齢者	人口統計(65歳以上)	G	
成人	市の人口統計から上記の人数を 除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

表2 接種対象者の試算方法の考え方

\*乳児(1歳未満の者)が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

b 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、接種体制を確保する。

c 市は、医療従事者の確保について、接種方法(集団接種または個別接種)や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定すること。特に、接種対象者を1カ所に集めて実施する集団接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、個別接種、集団接種いずれの場合も、医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得る。

(イ) 市は、円滑な接種の実施のため、システムの活用により医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取り組む。

(ウ) 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

## 1-5 情報提供・共有

平時を含めた準備期においては、市は、定期の予防接種について、被接種者等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。また、国が示す予防接種事務のDXの推進の体制整備を進める。

## (2) 初動期

### 2-1 接種体制

準備期から強化した接種体制等を活用し、国及び県と連携しながら、速やかな接種へつなげる。

#### 2-1-1 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

### 2-2 ワクチンの接種に必要な資材

市は、準備期において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

### 2-3 接種体制

#### 2-3-1 特定接種

市は、接種体制を構築する登録事業者等に対して、医療従事者の確保に向けて地域医師会等の調整が得られるよう必要な支援する。

#### 2-3-2 住民接種

##### 2-3-2-1 予防接種体制の構築

(ア) 市は、接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行う。接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

(イ) 予防接種の円滑な推進を図るため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、業務負担等考慮して全庁的な実施体制を確保し、業務の優先順位及び実施内容に応じて必要な人員を確保及び配置する。

(ウ) 接種にあたりデジタル技術の活用等も含め円滑に実施できるよう配慮

し、医師会等と協力し、住民の状況への配慮した接種方法や会場を確保する。

(工) 接種会場での救急対応については、会場内の従事者について役割を確認するとともに、医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。また、救急対応の必要物品等も医師会と相談の上、準備する。

## 2-4 情報提供・共有

市は、接種開始に向けて住民等に対し実施会場や実施期間等の情報について、デジタル技術等を活用しわかりやすく周知する。

## (3)対応期

準備期間に計画した接種体制に基づき見直しを行いながら柔軟な運用が可能な体制で実施する。

### 3-1 ワクチンや必要な資材の供給

市は、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の接種会場等のみに集中しないように、ワクチンの割当量を調整する。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて国及び県と連携する。

### 3-2 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

#### 3-2-1 特定接種

##### 3-2-1-1 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

### 3-2-2 住民接種

#### 3-2-2-1 予防接種の準備

市は国と連携して、接種体制の準備を行う。

#### 3-2-2-2 予防接種体制の構築

市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期において整理・構築した接種体制の構築を進める。また、住民の状況へ配慮した接種方法や会場を確保し、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

#### 3-2-2-3 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有する。

#### 3-2-2-4 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

#### 3-2-2-5 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理をする。

### 3-3 健康被害救済

市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

### 3-4 情報提供・共有

市は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。

## 5 保健

### (1)準備期

感染症に係る情報を関係者や住民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。

#### 1-1 業務継続計画を含む体制の整備

市は、有事に備え迅速かつ効果的に業務が遂行されるよう組織・人事管理などを担う部署が業務継続計画を策定する。また、優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定し業務継続計画に組み込む。

### (2)初動期

初動期は住民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要であることから、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定した情報を共有することにより、地域の協力を得ながら感染の拡大を低減するよう取り組む。

#### 2-1 有事体制への移行準備

市は、感染症の特徴や病原体の性状等を踏まえ、必要な物資・資機材の調達等の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。

#### 2-2 住民への情報提供・共有の開始

市は、有症状者等に対して、適時に感染症指定医療機関等への受診につながるよう周知する。また、必要に応じて、住民への周知、Q&Aの公表、住民向けのコールセンター等の設置等を通じて、住民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。

### (3)対応期

業務継続計画に基づいた体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、住民の生命及び健康を保護する。

### 3-1 主な対応業務の実施

#### 3-1-1 健康観察及び生活支援

- ① 市は、県が実施する健康観察に協力する。
  
- ② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

## 6 物資

### (1)準備期

感染対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行う事により、有事に必要な感染症対策物資等が確保する。

#### 1-1 感染症対策物資等の備蓄等

市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。(上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。)

夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

### (2)初動期

感染症対策物資の不足により、住民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、有事に必要な感染対策物資等を確保する。

#### 2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、必要な感染症対策物資等について医療機関での備蓄・配置状況を確認する。

#### 2-2 円滑な供給に向けた準備

市は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、県や国と連携し、感染症対策物資等の事業者と連携しながら必要量の確保に努める。

### (3)対応期

市は、感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、住民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要となることから、初動期に引き続き、感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

### **3-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等**

市は、市内の医療機関に対し、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。

### **3-2 不足物資の供給**

市は県等と協力し、医療機関からの緊急配布要請に応じる等、个人防护具が不足する医療機関等に対し、必要な个人防护具の配布を検討する。

## 7 住民の生活及び地域経済の安定の確保

### (1) 準備期

市は、県と協力し自ら必要な準備を行いながら、事業者や住民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、住民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

#### 1-1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

#### 1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続きや支援金等の給付・交付等について、DX を推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

#### 1-3 物資及び資材の備蓄

- ① 市は、市行動計画に基づき、「6物資」の(1)準備期で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- ② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを推奨する。

#### 1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

- ① 市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県等と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

- ② 市は、各地域における官民連携の支援体制の確立や連絡網を整備する等の

速やかな連絡体制の構築に努める。

### 1-5 火葬体制の構築

市は、県内の火葬体制を踏まえ、区域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。

## (2)初動期

市は、県と協力し新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

### 2-1 事業継続に向けた準備等の要請

市は、事業者に対して、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう働きかける。

### 2-2 生活関連物資等の安定供給に関する県民等及び事業者への呼び掛け

市は、住民等に対して、食料品や生活必需品等重要な物資の購入に当たって、消費者としての適切な行動を呼び掛け、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買い占め及び売り惜しみを生じさせないよう要請する。

### 2-3 遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

## (3)対応期

市は、準備期での対応を基に、住民生活及び社会経済活動の安定を確保するため取り組む。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、住民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

### 3-1 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

#### 3-1-1 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関す

る措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講じる。

### 3-1-2 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時 の対応等を行う。

### 3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取り組み等の必要な支援を行う。

### 3-1-4 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国や県が行う取組みに必要な協力を行う。
- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市町村行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、国や県が行う、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)その他の法令の規定に基づく措置に必要な応じて協力する等、適切な措置を講ずる

### 3-1-5 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。
- ③ 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

## 3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

### 3-2-1 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じる。

### 3-2-2 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

新型インフルエンザ等緊急事態において、夷隅郡市広域市町村圏事務組合水道局は、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。